

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長: 総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間: 概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

成年後見制度利用促進の体制整備関係予算

令和2年度予算案 8.0億円(3.5億円)

- 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 昨年6月にとりまとめられた認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に係るKPIを着実に達成するために必要な予算を計上。

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 5.7億円(3.5億円)

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

- ・都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等
- ・中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や
適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.5億円(委託費)

- 新** 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 1.9億円(委託費)

- 新** 国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「(仮称)任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

障害者に対する成年後見制度関係の事業について

平成31年度予算案

① 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業費等補助金505億円の内数）

- ・事業内容：成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
- ・実施主体：市町村

② 成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金505億円の内数）

- ・事業内容：市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施する。
 - （1）法人後見実施のための研修
 - （2）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - （3）法人後見の適正な活動のための支援
 - （4）その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
- ・実施主体：市町村

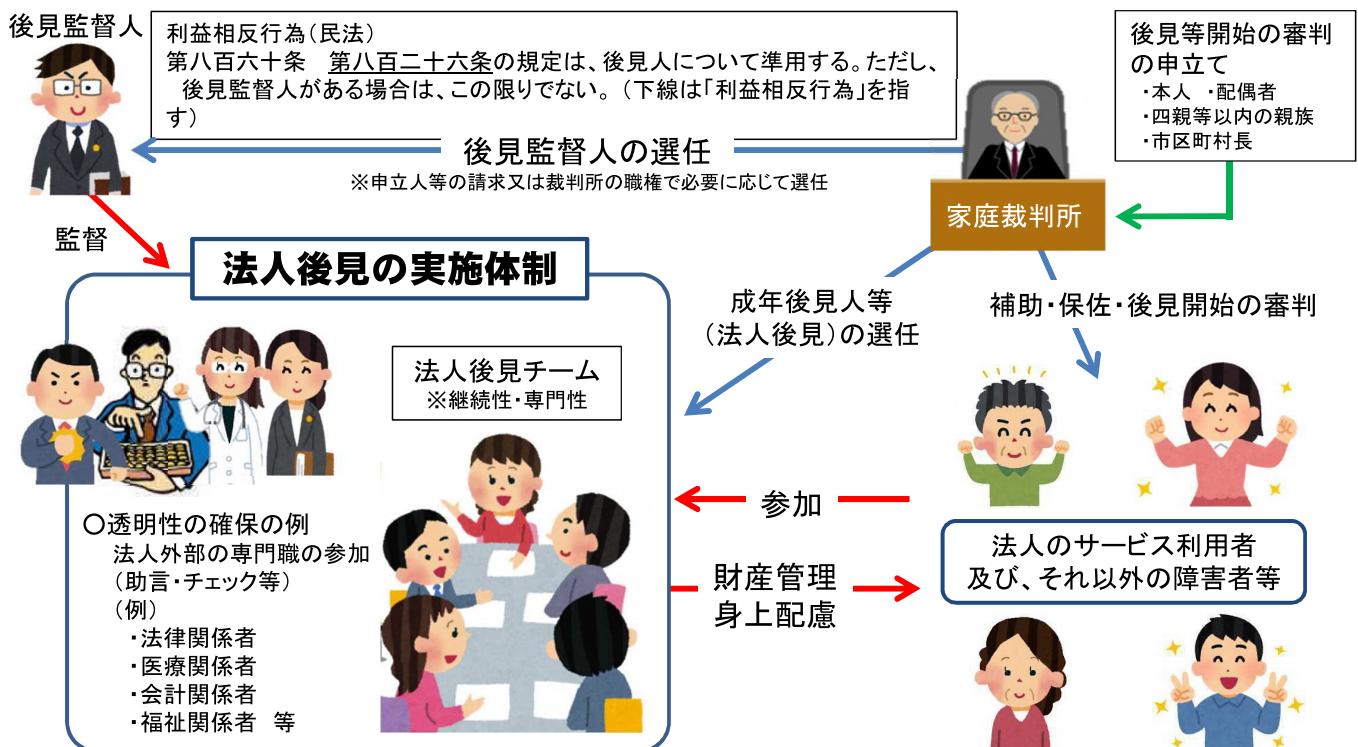
③ 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金505億円の内数）

- ・事業内容：成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
- ・実施主体：都道府県、市町村

社会福祉法人等による法人後見の取組

成年後見制度利用促進委員会意見（平成29年1月）抜粋

- 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。



法人後見関係研究の概要(平成28年度～令和元年度)

年度	タイトル	実施団体/座長	事業概要・成果等
H28	成年後見制度の理解促進及び適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修の開発及び、法人後見における利益相反に関する研究	(特非)よこはま成年後見つばさ	成年後見制度の適切な利用のための研修プログラム開発、法人後見の利益相反に関する課題に対する調査(利益相反への対応整理にとどまる。利益相反のある受任事例は見つからなかつた)
H29	成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する研究	(福)昂 (座長・曾根直樹:日本社会事業大学准教授)	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人等の身上監護の活動実態については、調査1、調査2を通じて、4割近い後見人等が、被後見人等との面会が年1～2回又はほぼない状況であることや、面会時間の15%が10分以内という実態が明らかになる。 ・社協に調査を実施した結果43の自法人のサービス利用者の受任事例が明らかになった。 ・入所はないが、相談支援や通所、ヘルパーのサービスの場合は認められてることが明らかになった。 ・法人後見実施のためのガイドラインを明確を示すことはできなかつた。
H30	社会福祉法人等による法人後見の活用等に関する研究	PwCコンサルティング合同会社(座長・小賀野晶一:中央大学教授)	・前年度調査の後継研究。社会福祉法人等が法人後見に取り組む上で参考になるポイントについて、成年後見制度の「受任事例」と整備すべき「受任体制」について、調査結果を基に整理したが、明確なポイントを示すまでには至らなかつた。
R1	法人後見の取組推進についての研究	PwCコンサルティング合同会社(座長・小賀野晶一:中央大学教授)	成年後見制度利用促進基本計画において、「障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場面もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていく」との記載があり、これに対応するための法人後見実施のポイントをまとめたガイドラインを作成する

13 障害児支援について

(1) 医療的ケア児等とその家族への支援施策について

医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や、地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施するために令和元年度に創設した「医療的ケア児等総合支援事業」に、令和2年度予算案では、新たに

- ・ 看護職員に対する医療的ケアに関する研修
- ・ 看護職員と就業先とのマッチング

等を行う「看護職員確保のための体制構築」を新たにメニューに追加している。

引き続き、実施主体は都道府県及び市町村であり、身近な地域で実施することは市町村で実施、人材育成や広域な支援が必要なものは都道府県で実施する等、地域の実情にあわせた支援の実施をお願いする。【関連資料1】

(2) 医療的ケア児等医療情報共有システム（M E I S）について

医療的ケア児等の医療情報について、搬送先の医療機関において適切な医療が受けられる体制を整備するために救急時に医療情報を共有する「医療的ケア児等医療情報共有システム」が令和元年度末に本格稼働予定である。

都道府県等におかれては、管内の医療的ケア児等とその家族に対し、厚生労働省ホームページ（今後公表予定）を案内いただく等により、システムの周知をお願いする。

【関連資料2】

(3) 医療的ケア児等に関するホームページについて

厚生労働省のホームページに、医療的ケア児とその家族に対する支援政策について、平成30年12月に厚生労働省内の関係部局、関係府省の施策等を横断的に紹介するページを開設した。

本ホームページには、地方自治体における医療的ケア児のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置状況や支援のための取組等についても掲載しているので参考にされたい。【関連資料3】

（掲載場所）

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

(4) 聴覚障害児への支援の推進について

厚生労働副大臣、文部科学副大臣が共同議長となった「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト会合」において、令和元年6月に提言が

とりまとめられ、聴覚障害児の支援に関しては早期の支援が必要であるが療育の場が少ないと、また、医療、保健、教育、福祉の連携が十分でないこと等が課題としてあげられた。これらを踏まえ、令和2年度に新たに

- ① 聴覚障害児に対応する協議会の設置
- ② 聴覚障害児支援の関係機関との連携
- ③ 家族支援の実施
- ④ 巡回支援の実施

等を行い、地域における聴覚障害児の支援体制を整備することにより、聴覚障害児に対して切れ目のない適切な情報と支援を提供することを目的とした「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を創設する。

実施主体は都道府県・指定都市であり、上記の施策の実施を検討している自治体におかれては、必要に応じ厚生労働省障害福祉課までご相談いただきたい。【関連資料4】

(5) 障害児入所施設の在り方に関する検討会の報告書について

現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を考慮しつつ、障害児入所施設の在り方に関する検討を行うため、平成31年2月に設置した「障害児入所施設の在り方に関する検討会」において、令和2年2月10日に最終報告書が取りまとめられた。

本報告書では、

- ・ 障害児入所施設も児童福祉施設であるという原則に立ち返り、福祉型については、満18歳をもって退所する取扱いを基本とすべきである
- ・ 現在入所している既に18歳以上となっている入所者については、障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなすみなし規定の期限（令和3年3月31日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべきである

との提言がなされた。

これを受けて、障害児入所施設に入所している18歳以上の方（いわゆる「過齢児」）について、令和3年度末までに障害者支援施設・グループホーム等への移行や、児者転換、障害者支援施設の併設等の施設側の移行に向けた取り組みを推進する必要がある。

そのため、各都道府県・指定都市・中核市に対し、みなし期限（令和3年3月31日）を見据えた「障害者支援施設・グループホーム等への移行」又は「児者転換」「障害者支援施設への転換」の方策の進捗状況についての調査を実施している。

本調査の結果を踏まえ、6月を目途に各自治体へヒアリングを行う予定であるので、引き続きご協力をお願いする。【関連資料5】

(6) 障害児通所給付決定に係る調査項目（5領域11項目）と放課後等デイサービスの指標判定の取扱いについて

障害児通所給付費等の支給決定の際に行う5領域11項目調査と、放課後等デイサービスの報酬区分を決定するための指標判定については、令和元年地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）において、「地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、障害児通所給付決定時の調査の一部項目に係る聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に利用可能であることを地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことから、令和2年2月17日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡「障害児通所給付決定に係る調査項目（5領域11項目）と放課後等デイサービス報酬区分を決定するための児童の状態の判断指標の取扱いについて」により、5領域11項目調査の「⑤行動障害及び精神症状」の各調査項目の放課後等デイサービス指標判定調査への活用についてお示したところであるので、管内市区町村への周知をお願いする。【関連資料6】

(7) 就学前障害児の発達支援の無償化の実施状況について

令和元年10月から実施された就学前障害児の発達支援の無償化に関して、令和元年11月及び12月に国保連システムを用いて行われた障害福祉サービス等報酬請求について、障害児支援受給者台帳の無償化対象区分と請求明細書の利用者負担額が不一致であることによるエラーが多発している。

年度の切り替えと共に対象者の変更対応が特に多い4月前後は、自治体の障害児支援受給者台帳の整備誤りや事業所の請求誤りが起こらないよう、関連資料において具体的なエラーメッセージとエラーの発生例をお示しするので、必要に応じて市区町村及び事業者等に周知されたい。

また、令和2年度に向けた対応として、各自治体が国保連審査支払事務を委託している場合は、各国保連より、令和2年3月31日をもって無償化の対象外となる児童と、令和2年4月1日から新たに無償化の対象となる児童の候補者情報を抽出し、各自治体にCSVデータとして提供される予定。

CSVデータは、令和元年10月の制度開始前の対応と同様に、抽出ツールのリリース時点（3月下旬頃を予定）において国保連と連携している受給者台帳を元に、国保連から1回目の抽出データが各自治体へ提供される。

それ以降の抽出時点・提供希望日については、各都道府県国保連と各自治体間で調整いただきたい。【関連資料7】

(8) 厚生労働省子ども家庭局所管事業について

厚生労働省子ども家庭局で所管している事業のうち、障害児等配慮を要する子ども等への支援を行うため、令和2年度予算案において、以下の通り、新たに拡充を予定している。各自治体の障害福祉主管部局のご担当においても、ご承知お

きいただき、児童福祉主管部局と密に連携することで、障害児支援の更なる推進をお願いしたい。【関連資料8】

① 利用者支援事業について

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

障害児、多胎児のいる家庭等においては、身体的・精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立などの困難を抱えるケースが少なくなく、個別の支援を求める声が増えてきていることから、令和2年度予算案においては、特別な配慮が必要な子育て家庭等に対応するための加算を新たに計上している。

② 一時預かり事業について

一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業である。

在宅の子育て家庭の育児疲れによるレスパイトや孤立した子育てによって虐待につながることがないよう、特に、地域子育て支援拠点など、いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場における実施促進を図ることが重要である。

このため、令和2年度予算案において、障害児、多胎児を預かる場合の加算の創設を予定している（補助基準額（案）　1人当たり 3,600 円／日）。なお、その他、本事業について利用児童数 900 人未満の施設等の補助基準額を拡充するとともに、0.3 兆円超メニューの事務経費補助や次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに一時預かり事業の整備費を追加するなど充実を図った。

③ 医療的ケア児保育支援モデル事業について

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図り、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

令和2年度予算案において、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、引き続きモデル事業として保育所等における、看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施するとともに、新たに医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を支援する。

医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

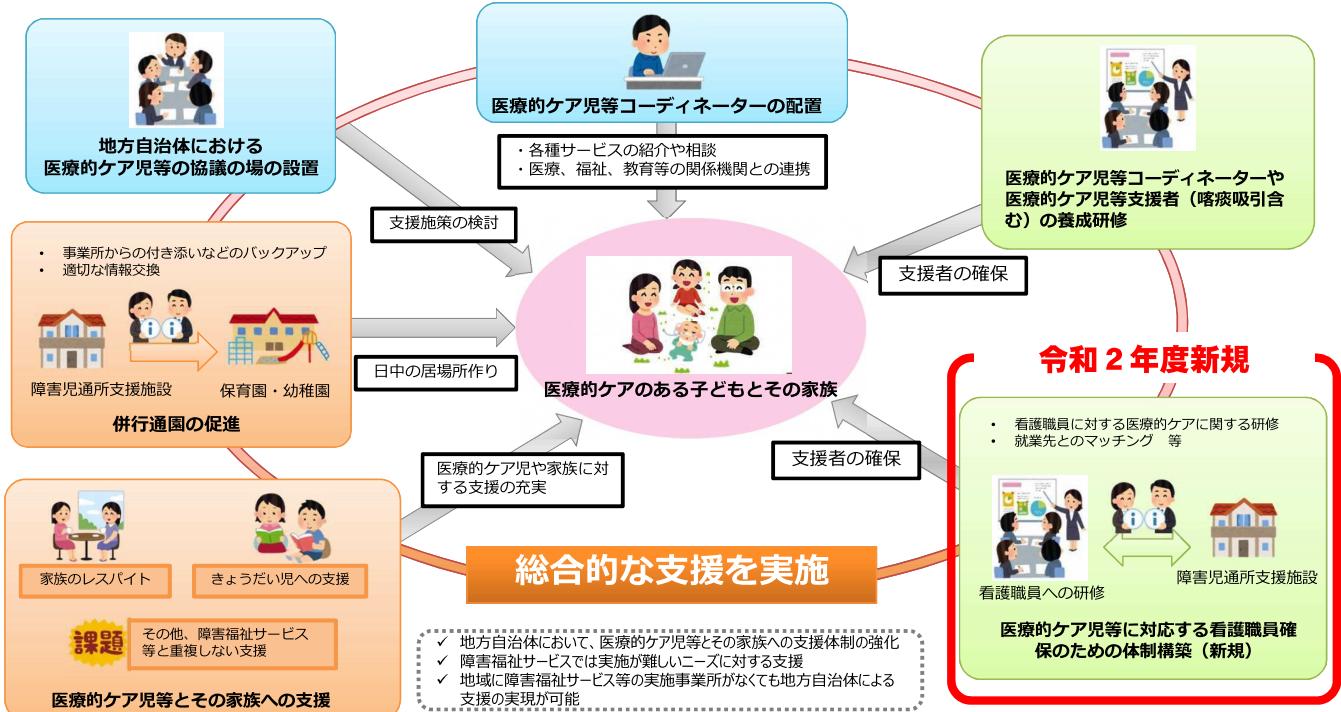
～医療的ケアのある子どもとその家族の笑顔のために～

【事業内容】

医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する。

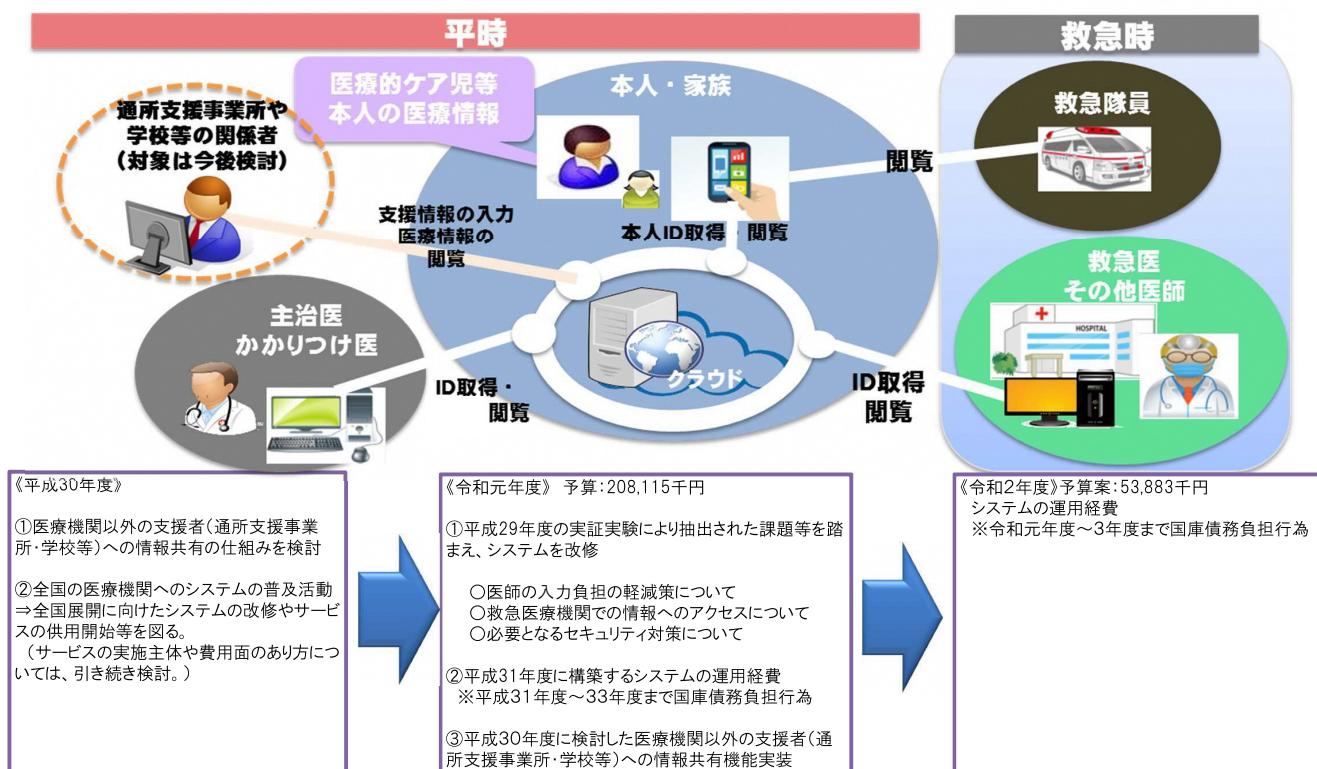
【実施主体】都道府県・市町村

【令和2年度予算案】地域生活支援促進事業 138,543千円 (128,543千円) <拡充>



医療的ケア児等医療情報共有システムについて

医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするために、平成28年度の調査研究及び平成29年度のプロトタイプシステムを活用した実証実験をもとに、令和元年度に全国展開に向けたシステムの改修及びプレ運用を行い、令和2年度から本格的にシステムを運用する。



厚生労働省ホームページ 医療的ケア児とその家族に対する支援策について

「厚生労働省のホームページに、医療的ケア児とその家族に対する支援策について、省内関係部局、他省庁の施策等を横断的に紹介するページを開設し、情報発信」。

(掲載場所)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

【掲載情報】

医療的ケア児に関する以下の情報がご覧になります。

- 関係省庁及び自治体等の施策情報
- 担当者会議(資料、動画)
- 調査研究報告書 等

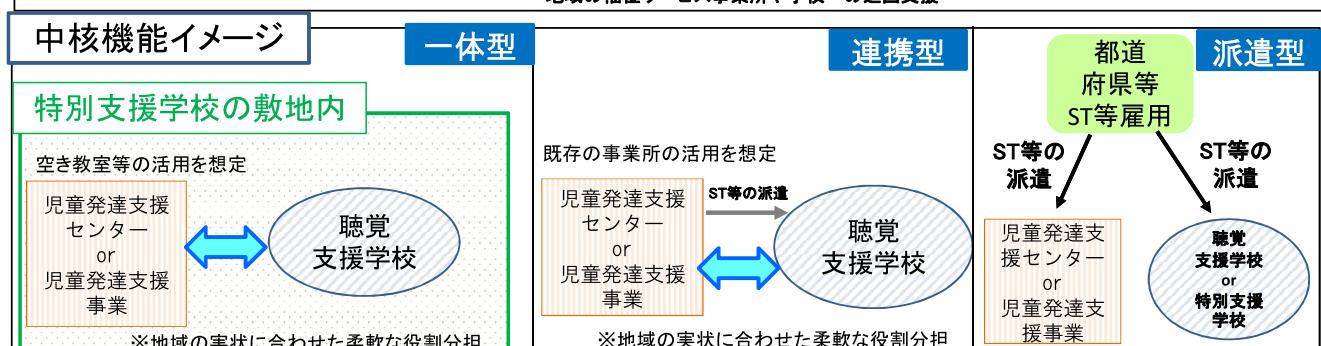
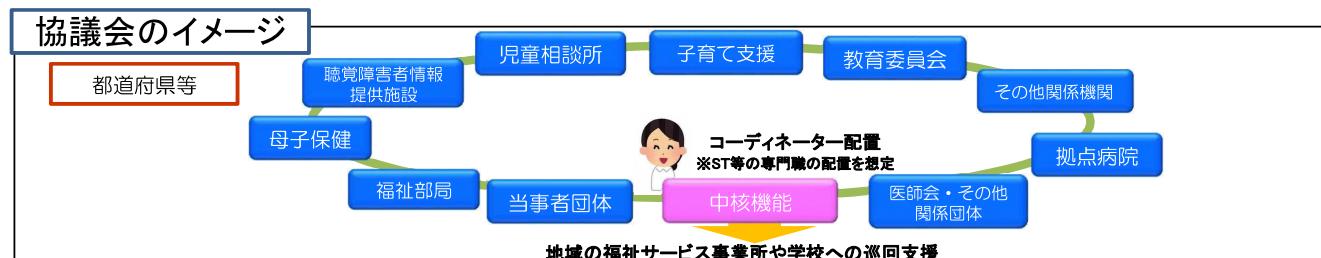


医療的ケア児等に対する支援制度を厚生労働省、文部科学省の関係部局で連携してマップとしてまとめたもの

聴覚障害児支援中核機能モデル事業(イメージ)

【新規】令和2年度予算案 168,000千円

目的	内容	実施主体
<p>聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目ない支援と多様な状態像への支援が求められる。</p> <p>このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置 2. 聴覚障害児支援の関係機関との連携 3. 家族支援の実施 4. 巡回支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 ・指定都市 (委託可) <p>※全国で14か所程度</p>



聴覚障害児支援中核機能モデル事業実施要綱（案）

1 事業の目的

聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっていくため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。

このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び政令指定都市であって、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部においてモデル事業としての採択が適當と認めたもの（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた者に委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は、委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の対象

都道府県等が行う聴覚障害児支援のための中核機能の構築

4 事業の内容

聴覚障害児の支援体制を整備するため、次の（1）～（4）の事業をすべて実施する。なお、あらかじめ厚生労働省に申請して認められた場合は、（1）～（4）の実施に加えて聴覚障害児の支援のための独自の事業に取り組むことも可能とする。

（1）聴覚障害児に対応する協議会の設置

医療・保健・福祉・教育と関係する部局が連携し体制整備と困難ケースへの対応を行う協議会を設置する。地域の子ども・子育て会議や障害者総合支援法第89条の3における協議会等、既存の協議会等を活用することも可能である。

（2）聴覚障害児支援の関係機関との連携

医療・保健と切れ目なく連携しつつ、既存の児童発達支援センター等や特別支援学校（聴覚障害）と連携強化し、聴覚障害児の乳児からの対応を強化する。

（3）家族支援の実施

保護者に対する相談、人工内耳・補聴器・手話の情報等を含む適切な情報提供を行う。

(4) 巡回支援の実施

聴覚障害児の通う地域の保育園、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等への巡回支援を行う。

5 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、上記4に定める事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない

6 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。

ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用

ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用

○障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

「①ウェルビーイングの保障」「②最大限の発達の保障」「③専門性の保障」「④質の保障」「⑤包括的支援の保障」

○施設種別ごとの課題と今後の方向性

機能	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
1)発達支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア単位の小規模化の推進 ・施設職員の専門性の向上と、教育と福祉のライフステージに沿った切れ目ない連携 ・新たな施設類型として地域小規模障害児入所施設(障害児グループホーム)(仮)の導入の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的支援の強化のための保育士等の配置促進 ・医療的ケア児の判定基準についての研究成果を踏まえた、重症心身障害児以外の医療的ケア児に対する更なる支援
2)自立支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・早い段階から退所後の支援に取組むための関係機関との連携を担うソーシャルワーカーの配置促進 ・3歳以上の入所者への対応(いわゆる「過齢児問題」) <ul style="list-style-type: none"> ① 障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなす現行のみなし規定(令和3年3月31日まで)の延長は行わない ② 22歳程度までの柔軟な対応や障害特性等によりどうしても受け入れ困難なケースにおける対応も含めた退所後の処遇の検討 以上での施策を円滑に進めるための諸措置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護への移行を行う際のアセスメントや協議の実施 ・地域移行に向けた外泊の実施に対する更なる支援 ・肢体不自由児に対する有期有目的の入所支援の更なる活用推進と重症心身障害児に対する活用促進の検討
3)社会的養護機能	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的ケアを行う専門職の配置及び職員に対する更なる研修の実施 ・児童相談所との連携 ・保育所等訪問支援等による障害児入所施設から児童養護施設・乳児院への専門性の伝達 	
4)地域支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等が抱える課題解決に向けて必要となる支援について総合調整の役割を担うソーシャルワーカーの配置促進 ・障害児の代替養育として委託されている里親、ファミリーホームの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所が地域の中で計画・運営されるよう次期障害児福祉計画の中で明示
5)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・契約による入所児童と措置による入所児童についての現行の取り扱いを示した厚生労働省通知の再周知及び全国の状況の継続的把握・共有 ・運営指針の策定等、質の確保・向上の仕組みの導入の検討 ・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や社会的養護分野におけるアドボケイト制度を参考とした障害児の意見表明の促進 ・入所施設と他の障害福祉サービスを柔軟に併用できる仕組みの検討 ・入所の措置権限を有する都道府県と退所後の地域生活を支える役割を主に担う市町村との連携強化 ・市町村への入所決定権限付与についての検討 ・現行4.3対1となっている福利型の職員配置基準について少なくとも児童養護施設の目標と同等の4対1程度までの引上げ 	

▶厚生労働省は、第2期障害児福祉計画や令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等において実現が図られるよう検討するとともに、厚生労働省内担当部局や文部科学省等の他省庁との連携をより一層推進すべきである。

障害児入所施設の現状

障害児入所施設 指定事業所数、児童数

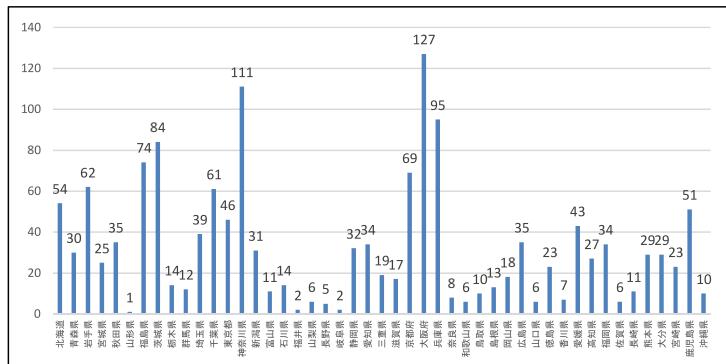
	福祉型					医療型			合計
	知的	自閉	盲	ろうあ	肢体	自閉	肢体	重心	
指定事業所数	235	4	6	7	8	3	57(16)	208(72)	528
定員	7,621	67	108	155	262	78	3,395(1,358)	21,188(7,434)	32,874
現員	6,558	46	73	78	189	34	2,122(967)	19,268(6,737)	28,368
児童数	5,100	43	68	70	163	34	1,036(190)	2,213(648)	8,727
措置	3,351	13	65	53	111	15	311(68)	630(169)	4,549
契約	1,749	30	3	17	52	19	725(122)	1,583(479)	4,178
18歳以上	1,458	3	5	8	26	0	1,086(777)	17,055(6,089)	19,641

* 括弧内は国立病院機構の施設数又は人数の内数

* 重症心身障害児の定員には療養介護も含まれている

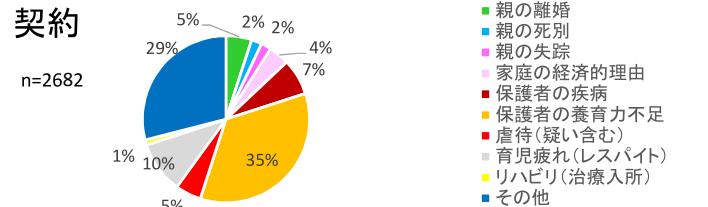
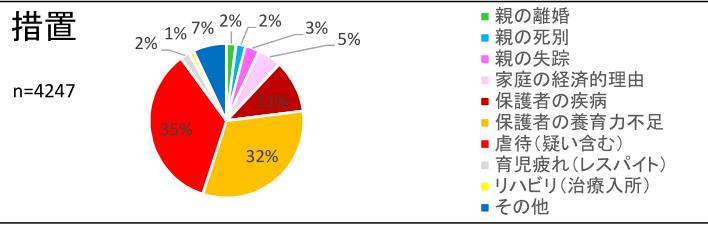
出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

福祉型入所施設における過齢児の数(都道府県別)



出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

福祉型入所施設の入所理由



* 「保護者の養育力不足」の実際の内容には、子どもの障害の状態や家族へのサポート体制がどのようにだったか等、様々な要因があることが考えられることに留意する必要がある。

出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

福祉型入所施設における移行を進める上での主な課題



* 複数回答

出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年1月17日時点)

「障害児入所施設の移行状況調べ」の実施について

○ 本報告の中で、

- ・ 障害児入所施設も児童福祉施設であるという原則に立ち返り、福祉型については、満18歳をもつて退所する取扱いを基本とすべきである
- ・ 現在入所している既に18歳以上となっている入所者については、障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなすみなし規定の期限（令和3年3月31日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべきである

との提言がなされたことを受け、障害児入所施設に入所している18歳以上の方（いわゆる「過齢児」）について、令和3年度末までに障害者支援施設・グループホーム等へ移行や、児者転換、障害者支援施設の併設等の施設側の移行に向けた取り組みを推進する必要がある。

○そのため、各都道府県・指定都市・中核市に対し、みなし期限（令和3年3月31日）を見据えた「障害者支援施設・グループホーム等への移行」又は「児者転換」「障害者支援施設への転換」の方策の進捗状況についての調査を実施している。
(自治体回答〆切：5月29日)

○ 本調査の結果を踏まえ、6月を目途に各自治体へヒアリングを行う予定。

事務連絡
令和2年2月17日

都道府県
各指定都市 障害児支援担当 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児通所給付決定に係る調査項目（5領域11項目）と
放課後等デイサービス報酬区分を決定するための児童の
状態の判断指標の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

障害児通所給付費等の支給決定に当たっては、平成24年3月30日障発0330第14号障害保健福祉部長通知「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」の「別表 調査項目（5領域11項目）」（以下「5領域11項目調査」という。）を用いて判定を行っていただいているおり、放課後等デイサービスの報酬区分を決定するための児童の状態の判断については、平成24年厚生労働告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の「別表第2」（以下「放デイ指標判定調査」という。）を用いて判定を行っていただいているところですが、このたび、これらの調査項目・指標判定を併せて実施する場合の取り扱いについて、下記の通り実施することが可能であることを改めてご案内するとともに、判定例を別紙の通りお示しいたしますので、管内市区町村への周知方よろしくお願ひいたします。

なお、本事務連絡は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

5領域11項目調査の聞き取りを行う際、「⑤行動障害及び精神症状」の各調査項目について、別紙対応表を参考に、5領域11項目調査の聞き取り結果を放デイ指標判定調査に活用することにより、聞き取り時間の短縮及び調査対象となる児童・保護者の負担軽減を図られたい。

5領域11項目調査と放ディ指標判定調査の関連項目対応表

5領域11項目		放課後等デイサービス指標	
項目	判断基準	調査項目	
① 食事	全面的に介助を要する。(全介助) おかげを刻んでもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
② 排せつ	全面的に介助を要する。(全介助) 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
③ 入浴	全面的に介助を要する。(全介助) 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
④ 移動	全面的に介助を要する。(全介助) 手を貸してもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
⑤ 行動障害および精神症状	(1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む)。 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (7) 学習障害のため、読み書きが困難。	大声・奇声を出す 多動・行動停止 不安定な行動 突発的な行動 てんかん 異食行動 過食・反すう等 自らを傷つける行為 他人を傷つける行為 不適切な行為 そううつ状態 反復的行動 コミュニケーション 説明の理解 対人面の不安緊張、集団への不適応 読み書き	行動障害 4-7 行動障害 4-19 行動障害 4-20 行動障害 4-24 行動障害 4-16 行動障害 4-25 行動障害 4-21 行動障害 4-22 行動障害 4-23 行動障害 4-26 行動障害 4-27 意思疎通 3-3 意思疎通 3-4 行動障害 4-28, 4-33 意思疎通 3-5

※「⑤行動障害および精神症状」については、障害支援区分における認定調査項目番号を付記している。

支援をする頻度についての考え方（既存の整理の再掲であり、新たな見解を示すものではありません）		
ほぼ毎日（週5日以上の）支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。	5領域11項目と同様だが、支援の頻度の判断に当たっては、「障害支援区分の認定調査員マニュアル」（厚生労働省）に示す ・意思疎通項目については、「できたりできなかったりする場合」「できない状況」に基づき判断する ・行動障害項目については、行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する等の基本的な考え方方に準拠する (平成30年7月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」より一部追加)
週1回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。	
月に1回以下の支援が必要／支援が不要	該当項目なし	

就学前障害児の発達支援の無償化の実施状況について①

関連資料7

国保連システムにおける請求エラーについて(注意喚起)

障害福祉サービス等報酬の令和元年11月及び12月請求分において、就学前障害児の発達支援の無償化によると思われる請求エラー及び警告が多数発生している。特に以下2つのエラーについては、障害児支援受給者台帳の無償化対象区分と請求明細書の利用者負担額が不一致により発生している可能性があるものである。

年度の切り替えと共に対象者の変更対応が特に多い4月前後は、自治体の障害児支援受給者台帳の整備誤りや事業所の請求誤りが起こらないよう、必要に応じて市区町村及び事業者等に周知されたい。

エラーコード	エラーメッセージ	エラーの内容・発生例
EN29	請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」に応じた値と一致していません	<p>【エラーの内容】 障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」が「対象」の際に、請求明細書の「利用者負担額②」が0円以外で請求がなされた場合に出力されます。</p> <p>▼発生例①（自治体の事務が誤っているケース） 事業所は無償化対象でない児童として正しく請求しているが、自治体が障害児支援受給者台帳の無償化対象区分を「対象外」とすべきところ、誤って「対象」としてしまった。</p> <p>▼発生例②（事業者の事務が誤っているケース） 自治体は無償化対象児童として正しく障害児支援受給者台帳を整備しているが、事業所が利用者負担額を「0円」とすべきところ、誤って利用者負担を取った状態の請求をしてしまった。</p>
EN21 (※)	請求額集計欄の「利用者負担額②」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません	<p>【エラーの内容】 障害児支援受給者台帳の項目（「無償化対象区分」等）が「対象外」あるいは未設定の際に、請求明細書の「利用者負担額②」が1割相当額ではない額で請求がなされた場合に出力されます。</p> <p>▼発生例①（自治体の事務が誤っているケース） 事業所は無償化対象児童として正しく請求しているが、自治体が障害児支援受給者台帳の無償化対象区分を「対象」とすべきところ、誤って「対象外」としてしまった。</p> <p>▼発生例②（事業者の事務が誤っているケース） 自治体は無償化対象でない児童として正しく障害児支援受給者台帳を整備しているが、事業所が利用者負担を取るとすべきところ、誤って利用者負担額を「0円」として請求してしまった。</p>

(※) エラーコードEN21は無償化実施以前から存在するコードですが、今般の無償化に伴い本エラーが多発しているために注意喚起を促すものです。

就学前障害児の発達支援の無償化の実施状況について②

翌年度の無償化対象児童・対象外児童の抽出について

- 翌年度に向けた対応として、各自治体が国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に審査支払事務を委託している場合は、各国保連より、令和2年3月31日をもって無償化の対象外となる児童と、令和2年4月1日から新たに無償化の対象となる児童の候補者情報を抽出し、各自治体にCSVデータとして提供される予定。
- CSVデータは、令和元年10月の制度開始前の対応と同様に、抽出ツールの実行時点において国保連に連携している受給者台帳を元に、国保連から抽出データが各自治体へ3月目処に提供される予定。

(参考)無償化対象児童数

就学前障害児の発達支援の無償化の対象は以下のとおり。(令和元年10月1日時点)

	3歳児	4歳児	5歳児	計
都道府県・指定都市・中核市	11,492人	14,004人	15,809人	41,305人
その他の市区町村	16,940人	20,997人	24,539人	62,476人
計	28,432人	35,001人	40,348人	103,781人

※ 各年齢階層は満年齢ではなく、平成31年4月2日現在の年齢に基づく。

(厚生労働省 障害保健福祉部障害福祉課調べ)

利用者支援事業

関連資料8

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

3つの事業類型

基本型

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、
- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
→当事者の目標に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

【職員配置】専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市町村（1/3）

○補助単価（令和2年度予算案）

【基本事業】	基本型	特定型	母子保健型
	7,505千円	3,006千円	9,274千円

※母子保健型は、職員が専任の場合

【加算事業】	夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応（新規）
	1,365千円	735千円	1,072千円	1,820千円	805千円	728千円

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

【職員配置】専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

【職員配置】母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

※職員は専任が望ましい

○実施か所数の推移	基本型	特定型	母子保健型	合計
（単位：か所数）	29年度	611	371	915
	30年度	720	375	1,183

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

【令和2年度新規】特別支援対応加算

配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置した場合に加算を行う

一時預かり事業

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

1. 事業概要

○日常生活上の突然の事態や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

令和2年度補助基準額（案）（一般型基本分）：1か所あたり年額2,607千円～47,481千円

<事業類型>

（1）一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

（2）余裕活用型（平成26年度創設）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

（3）幼稚園型I（平成27年度創設）※令和2年度予算案においては、障害児を受け入れた際の日額単価を抜本的に充実。

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

（4）幼稚園型II（平成30年度創設）

幼稚園において、保育を必要とする2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

（5）居宅訪問型（平成27年度創設）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

2. 令和2年度等における対応（拡充）

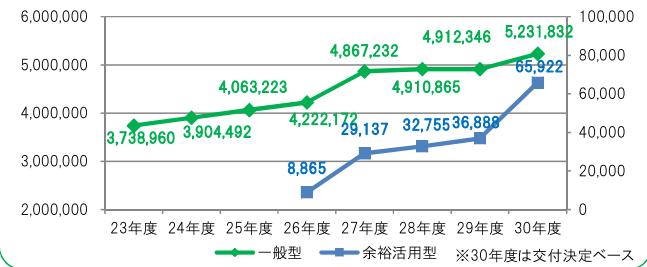
○別紙参照

3. 事業実績

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



一時預かり事業の充実について

在宅の子育て家庭の育児疲れによるレスパイトや孤立した子育てによって虐待につながることがないよう、特に、地域子育て支援拠点など、いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場における実施促進を図るため、利用児童数900人未満の施設の補助基準額の充実を図るとともに、利用しやすいシステムの導入支援や障害児や多胎児を預かる場合の加算措置等を新たに実施する。

1. 一時預かり事業の充実

(1) 処遇改善

▶ 利用児童数900人未満の施設の補助基準額を拡充

配置基準を満たす職員配置が可能となるよう、特に運営の厳しい年間延べ利用児童数900人未満の施設について、実勢に見合った補助基準額に充実するため、職員2人分の人員費+事業費等を基本分単価として設定。

※ 補助基準額（例：保育所以外・年額）（案）

利用児童数300人未満	2,607千円 (+1,225千円)
300人～900人未満	2,880千円 (+1,185千円)

▶ 利用児童数に応じた補助基準額の設定

年間延べ利用児童数が3,900人以上で補助基準額が据え置きとなっている区分について、20,000人の区分まで段階的に補助基準額を設定するとともに、それ以降は別途協議とする仕組みを導入。

2. 一時預かり事業への整備費の創設

▶ 一時預かり事業を新設する場合の補助制度の創設

いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場において実施することが出来るよう、一時預かり事業の整備費を創設し、次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに追加。

※ 交付算定基礎額（案）（次世代育成支援対策施設整備交付金）

交付基礎点数 8,330点に1,000円を乗じた額（地域子育て支援拠点事業所と同数）

(2) 0.3兆円超メニュー（質の向上）

▶ 0.3兆円超メニュー「一時預かり事業の充実」

一時預かり事業の充実中、「保育所以外の施設について事務経費を措置」について、賃借料や、予約、利用料徴収等の事務のための非常勤職員等事務経費を追加。

※ 補助基準額（案）

①非常勤職員単価	1人当たり	1,630円／日
②家賃補助単価	1か所当たり	850,000円／年

(3) 特別支援加算の創設

▶ 障害児及び多胎児家庭への支援の充実

職員配置基準に基づく職員配置以上に加配が必要な障害児や、多胎育児家庭の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減を図るため、障害児や多胎児を預かる場合の加算を創設。

※ 補助基準額（案） 1人当たり3,600円／日

医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

（保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算案：394億円の内数）

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

令和2年度予算案における対応《拡充》

【課題】

- 保育所における医療的ケア児の受け入れに当たっては、保育所において受け入れが可能かどうか、関係者間で検討する必要がある。

【対応】

- 都道府県等における受け入れの判断をするための検討会の設置など、環境整備を図るための事業費補助（旅費、謝金、会議費等）を創設する。

【補助基準額（案）】

○ 基本分単価 [1市区町村当たり年額 7,915千円]

- ① 看護師等の配置（5,100千円）
- ② 支援者の配置（2,100千円）
- ③ 研修の受講支援（300千円）
- ④ 事業費（415千円）

○ 加算分単価 [1市区町村当たり年額 2,650千円]

- ⑤ 支援者の配置（2,100千円）
- ⑥ ガイドラインの策定（550千円）

- さらに、各自治体の取組みを推進するため、か所数の増加を図る（60か所→90か所）。

検討会の設置



<主な役割>

- 医療的ケア児の受け入れについて検討
- 関係機関との連絡体制の構築
- 施設や保護者との調整
- 支援計画の策定

実施主体・補助割合

- 都道府県、市区町村
- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

14 発達障害者支援施策の推進について

(1) 青年期の発達障害者にかかる支援の促進について

発達障害児者及びその家族を支援するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポートや発達障害児者の家族に対するペアレントトレーニング等の取組みを支援する「発達障害児者及び家族等支援事業」を実施している。

学校卒業後 18 歳を過ぎると放課後等デイサービスといった地域生活の支援施策が整備されていないことから、令和 2 年度予算案では、「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを推進することとしている。

また、ピアサポート推進事業においては、同じ悩みを持つ本人同士や、保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供等を推進することとしている。

各都道府県、指定都市においては実施についてご検討いただくとともに、管内市町村への周知及び実施の検討の依頼をお願いしたい。【関連資料 1】

(2) 巡回支援専門員整備事業の拡充について

障害の早期発見・早期対応のため、発達障害等に関する知識を有する専門の職員が保育所や放課後児童クラブ等子育て親子等が集まる施設・場へ巡回し、施設のスタッフや親に対し、助言等を行う「巡回支援専門員整備事業」を実施している。

令和 2 年度より、更に発達の気になる子などに対して継続的な支援を行えるよう個別に家庭訪問を行う等の取組みについても本事業の対象とすることとしている。

各指定都市においては実施についてご検討いただくとともに、各都道府県においては管内市町村への周知及び実施の検討の依頼をお願いする。【関連資料 2】

(3) 発達障害児者とその家族等を支える地域支援体制の充実について

発達障害の早期発見・早期対応を行い、発達障害児者及びその家族に長く寄り添い支援をしていくためには、地域の身近な場所で支援を受けられるよう体制を整備していくことが重要である。

各市町村で実施される乳幼児健診の場や（2）の巡回支援専門員を活用し、早期発見等に努めるとともに福祉・医療・保健・教育等各分野が連携し、障害の特性にあつた適切な発達支援ができるよう体制を整えていただきたい。

また、発達障害の初診待機の長期化が課題となっていることを踏まえ、都道府県の拠点医療機関や発達障害に関する地域の専門医療機関（小児科や精神科）がかかりつけ医等地域の医療機関に対し必要に応じて実地研修や指導・助言等を行う等積極的に連携を行うことが望まれる。

市町村独自に資源を整備できない場合などは、都道府県が設置する発達障害者支援センターや発達障害者地域支援マネジャー、あるいは圏域で設置された児童発達支援

センターが中心となり、近隣の市町村の社会資源を活用できるようコーディネート等を行うことで、比較的小規模な自治体においても必要な支援が届くよう人材確保のための研修等の開催を含めた体制整備を推進していくことが期待される。

各都道府県において、管内市町村の支援体制の充実に向けた支援をお願いしたい。

【関連資料 3】

(4) 「世界自閉症啓発デー」について

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

これに先立ち、世界自閉症啓発デー2020・日本実行委員会において、「セサミストリート」の自閉症の特性があるキャラクターである「ジュリア」とその友達の「エルモ」、「クッキーモンスター」等を起用した啓発ポスターを作成し、2月から各自治体等へ配布している。

また、ポスターの他、フライヤー(チラシ)、リーフレットについても世界自閉症啓発デー実行委員会のホームページに掲載しているので、各自治体におかれても、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるよう積極的な普及啓発をお願いしたい。

(参考) 世界自閉症啓発デー・日本実行委員会(公式サイト)

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/htdocs/>)

世界自閉症啓発デーの制定の経緯や地域における取組等に関する情報を掲載

【関連資料 4】

平成28年に改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。これにより、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について支援することにより、発達障害児者及びその家族等に対する支援体制の構築を推進しているところである。

さらに、学校や放課後等デイサービスを卒業後、18歳を過ぎると地域生活の支援施策が整備されていないことから、社会でうまく生活できない発達障害者は社会から孤立する可能性が高いため、「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを行う。

ペアレントメンター養成等事業



- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

家族のスキル向上支援事業



- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等

ピアサポート推進事業



- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり等

その他の本人・家族支援事業



- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等

発達障害者等青年期支援事業【拡充】



発達障害者等の青年期の居場所作り等



発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱 改正案について

○発達障害児者及び家族等支援事業の実施について（平成30年4月9日障発0409第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙「発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱」新旧対照表（案）

新	旧
(別紙) 発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱	(別紙) 発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱
(1) 目的 ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入 <u>、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等</u> を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。	(1) 目的 ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入 <u>及び</u> ピアサポートの推進等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。
(2) 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県及び市区町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な運営が確保できると認められる団体や障害福祉サービス実施事業所等に委託することができるものとする。	(2) 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県及び市区町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な運営が確保できると認められる団体や障害福祉サービス実施事業所等に委託することができるものとする。

<p>(3) 事業内容</p> <p>都道府県等は、以下の①から④に記載のある事業のいずれかまたは複数の事業を実施するものとする。</p> <p>① ペアレントメンター養成等事業</p> <p>発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターの養成に必要な研修を行う。</p> <p>また、ペアレントメンターの活動の支援、活動に関する地域住民等への情報提供、相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける役割を担うペアレントメンター・コーディネーターの配置等を行う。</p> <p>② 家族のスキル向上支援事業</p> <p>保護者が子どもの発達障害の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレントプログラム（主に、子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に、子どもへの対応方法を身につける）を実施し、その開催について地域住民へ情報提供を行う。</p>	<p>(3) 事業内容</p> <p>都道府県等は、以下の①から④に記載のある事業のいずれかまたは複数の事業を実施するものとする。</p> <p>① ペアレントメンター養成等事業</p> <p>発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターの養成に必要な研修を行う。</p> <p>また、ペアレントメンターの活動の支援、活動に関する地域住民等への情報提供、相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける役割を担うペアレントメンター・コーディネーターの配置等を行う。</p> <p>② 家族のスキル向上支援事業</p> <p>保護者が子どもの発達障害の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレントプログラム（主に、子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に、子どもへの対応方法を身につける）を実施し、その開催について地域住民へ情報提供を行う。</p>
--	--

<p>また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施し、これらのプログラムを実施できる者の養成を行う。</p> <p>③ ピアサポート推進事業</p> <p>発達障害の子をもつ保護者や配偶者、<u>きょうだい</u>同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援をする。その際、保護者等が活動に参加しやすくなるよう、会場の一部で託児を実施する等の取組を行うこと。</p> <p>また、活動のファシリテーターとなる者の養成を行う。</p> <p>④ 発達障害者等青年期支援事業</p> <p><u>発達障害者等の青年期の居場所作り等を行うため、発達障害者等が集まりやすい場所において、ワークショップ等を開催し、青年期の発達障害者同士が交流する機会を設けるとともに、必要に応じて関係機関との連絡・調整等の取組みを行うこと。</u></p> <p><u>なお、実施にあたって、少なくとも5～10人程度が集うことができる場所を確保するとともに、コーディネーター等の役割を担う専任の職員を配置すること。利用者の利便性を鑑みて、週に複数日開催することが望まし</u></p>	<p>また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施し、これらのプログラムを実施できる者の養成を行う。</p> <p>③ ピアサポート推進事業</p> <p>発達障害の子をもつ保護者や配偶者、<u>兄弟同士</u>及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援をする。その際、保護者等が活動に参加しやすくなるよう、会場の一部で託児を実施する等の取組を行うこと。</p> <p>また、活動のファシリテーターとなる者の養成を行う。</p>
---	---

<p>い。</p> <p>⑤ その他の本人・家族支援事業 発達障害児者自身の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）や、①から③以外の家族支援プログラム等を実施する。</p> <p>(4) 経費の補助 国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。 ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。 ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用 イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用 ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用</p>	<p>④ その他の本人・家族支援事業 発達障害児者自身の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）や、①から③以外の家族支援プログラム等を実施する。</p> <p>(4) 経費の補助 国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。 ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。 ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用 イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用 ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用</p>
--	--

巡回支援専門員整備事業【拡充】

関連資料2

発達障害等に関する知識を有する専門員^(※1)が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援^(※2)を行う。

※1 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

(専門性の確保)

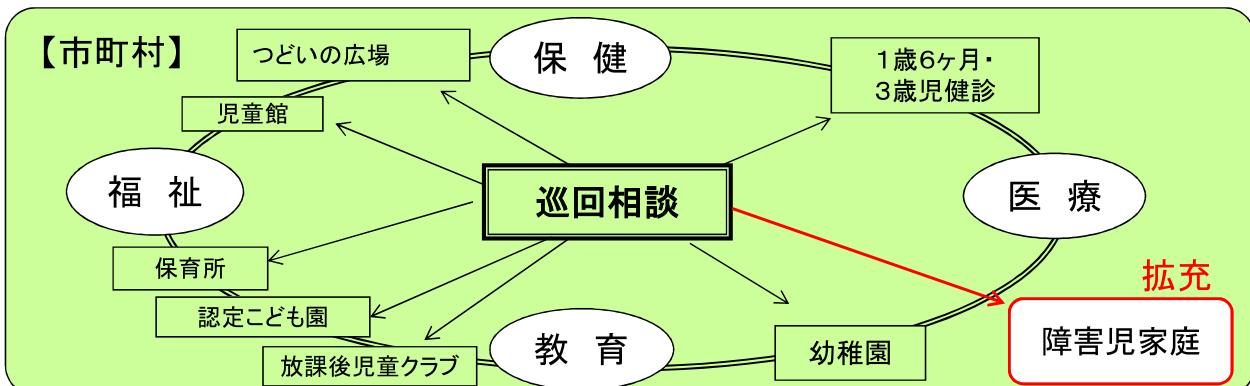
専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

（戸別訪問等を実施する場合）

専門員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は公認心理師等を想定。

※2 「障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」の例

- ・親に対する助言・相談支援
- ・児童相談所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ
- ・M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- ・ペアレントトレーニング（ペアレントプログラム）の実施
- ・ペアレントメンターについての情報提供



巡回支援専門員整備事業実施要綱 改正案について

○地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
別紙1「地域生活支援事業実施要綱」抜粋 新旧対照表（案）

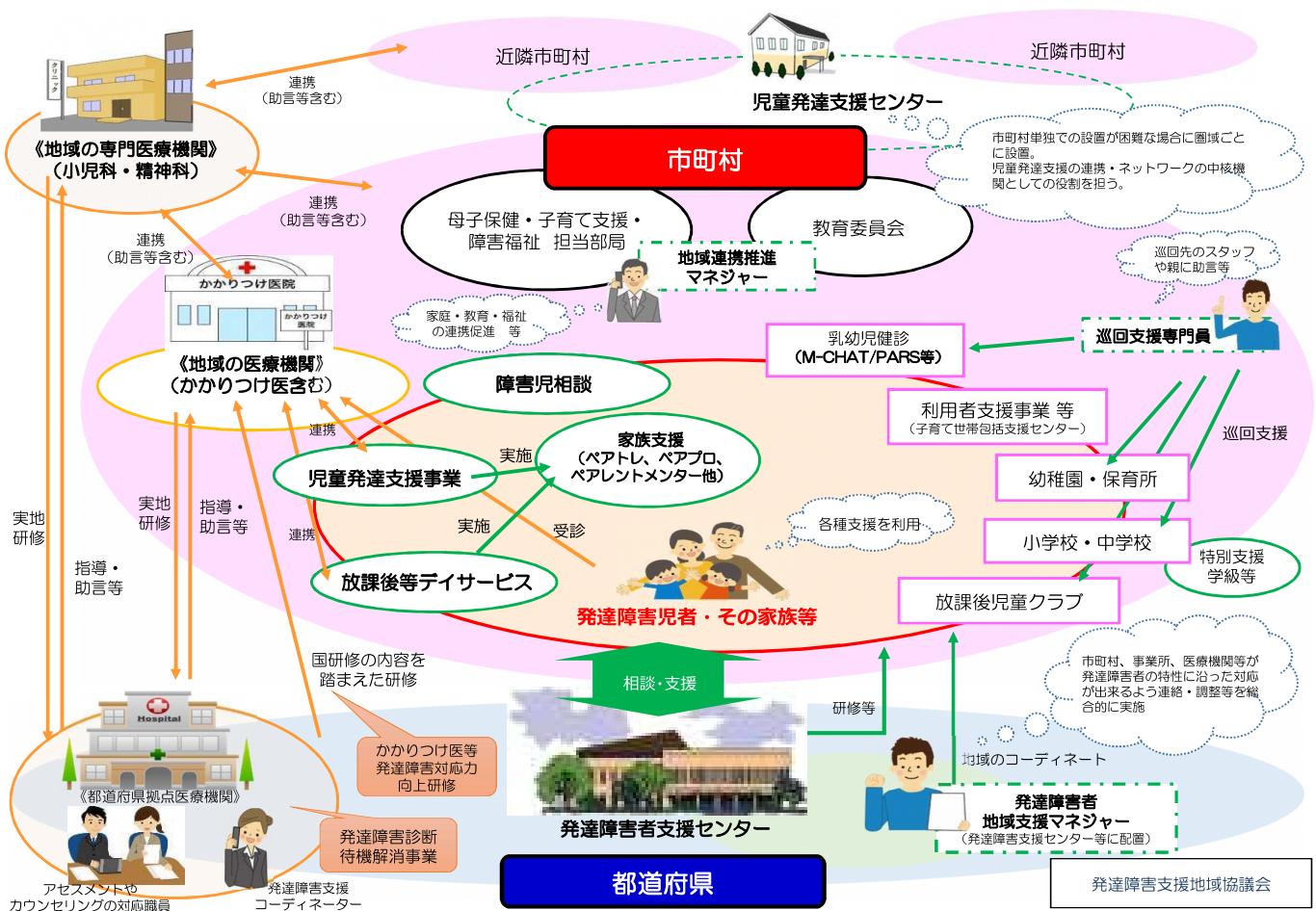
新	旧
<p>(6) 巡回支援専門員整備</p> <p>ア 目的 保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>イ 実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合</p> <p>ウ 事業内容等 (ア) 事業内容 発達障害等に関する知識を有する専門員（以下「専門員」という。）が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。</p>	<p>(6) 巡回支援専門員整備</p> <p>ア 目的 保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>イ 実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合</p> <p>ウ 事業内容等 (ア) 事業内容 発達障害等に関する知識を有する専門員（以下「専門員」という。）が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。</p>

<p>(イ) 実施方法</p> <p>a 巡回等の活動計画の作成 実施主体は、巡回等が必要な施設等の現状を把握し、専門員の活動計画を作成する。</p> <p>b 巡回等支援 専門員は、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、巡回による支援を基本とするが、その他の方法（特定の場所を拠点とした面談や講習）による支援も行うことができる。</p> <p>c 戸別訪問等 <u>b の取組みにおいて、助言等をした障害のある子ども及びその家庭等に対して、引き続き見守り等が必要であると判断した場合に、専門員が関係機関の担当者と連携して、当該家庭への戸別訪問などを行い、継続的に支援を行う。</u> <u>なお、より困難な事例を担当することが見込まれるため、専門員は障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する者等が望ましい。</u></p> <p>d 関係機関との連携 ケースに応じて、保育所等訪問支援等の適切な支援に結びつけられるよう、障害児相談支援事業所や児童発達支援等関係機関との連携強化に努める。 また、発達障害者支援センターや児童相談所等の</p>	<p>(イ) 実施方法</p> <p>a 巡回等の活動計画の作成 実施主体は、巡回等が必要な施設等の現状を把握し、専門員の活動計画を作成する。</p> <p>b 巡回等支援 専門員は、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、巡回による支援を基本とするが、その他の方法（特定の場所を拠点とした面談や講習）による支援も行うことができる。</p> <p>c 関係機関との連携 ケースに応じて、保育所等訪問支援等の適切な支援に結びつけられるよう、障害児相談支援事業所や児童発達支援等関係機関との連携強化に努める。 また、発達障害者支援センターや児童相談所等の</p>
---	--

<p>専門機関による専門的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの対応を行う。</p> <p>e 専門性の確保</p> <p>専門員は、発達障害者支援センター等が実施する研修（アセスメント手法、家族支援についての知識と技術、子どもの発達支援に関する知識と技術）を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。</p>	<p>専門機関による専門的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの対応を行う。</p> <p>d 専門性の確保</p> <p>専門員は、発達障害者支援センター等が実施する研修（アセスメント手法、家族支援についての知識と技術、子どもの発達支援に関する知識と技術）を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。</p>
--	--

発達障害児とその家族等を支える地域支援体制のイメージ（市町村）

関連資料3



世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）

関連資料4

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。

決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

<啓発スター>



<オフィシャルHP>

世界自閉症啓発デー
日本実行委員会<公式サイト>
毎年4月2日は、国連の定めた
世界自閉症啓発デー

毎年
4/2~4/8は、
発達障害啓発週間

メニュー

- ▶ 「世界自閉症啓発デー」とは
- ▶ イベント2018
- ▶ 知つてもらいたいこと
- ▶ 国連事務総長と大臣からのメッセージ
- ▶ 作品展
- ▶ 関連機関2018
- ▶ 日本実行委員会2018について
- ▶ アンケート
- ▶ 応援メッセージ
- ▶ ジュリアちゃんテーマソング

応援メッセージの募集

「江ノ電に乗ってあじさいを見に行こう」
この絵は、堀岡瑞起さんの作品です。

15 その他

(1) 療養介護等に係る利用者負担上限月額の算定における公的年金等の取扱いについて

① 概要

肢体不自由児通所医療若しくは障害児入所医療（以下「肢体不自由児通所医療等」という。）を受ける障害児の保護者又は療養介護医療若しくは基準該当療養介護医療（以下「療養介護医療等」という。）を受ける障害者（以下「保護者等」という。）について、肢体不自由児通所医療等及び療養介護医療等に係る負担額を軽減する観点から、児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第31号。以下「改正政令」という。）により所要の措置を講じたところであり、令和2年7月1日から施行することとしている。

② 具体的な改正内容【関連資料1、2】

これまで、市町村民税非課税世帯の保護者等に係る肢体不自由児通所医療等及び療養介護医療等の負担上限月額は、当該保護者等に係る①公的年金等の収入金額、②合計所得金額及び③厚生労働省令で定める給付を合計した金額により算定していた。

このうち、②合計所得金額の一部を構成する雑所得には、①公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した額（以下「公的年金等の所得」という。）が含まれる。

そのため、①公的年金等の収入金額と②合計所得金額とを足し合わせる際に、公的年金等の所得については重複して計上することとなるところ、公的年金等の支給を受ける者について、負担額を軽減する観点から、②合計所得金額から公的年金等の所得を控除する。

改正政令の施行に向けた対応については、「肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療並びに指定自立支援医療、指定療養介護医療及び基準療養介護医療に係る支給決定事務等について」（令和2年2月19日付事務連絡）でお示ししているところであり、各市町村におかれては、施行日から改正政令による改正後の所得の計算方法により算定した負担上限月額に変更されるよう、適切な運用をお願いする。

(2) L G B Tへの対応について

障害福祉サービス事業所等については、従来より機会あるごとに適切な運営がなされるように要請してきているところであるが、近年においても数々の事件・事故が報告されており、地域における協力体制の整備や支援体制への取組強化が重要な課題となっている。

引き続き、障害福祉サービス事業所等への指導に当たっては、障害者総合

支援法及び指定基準等の規定も踏まえた対応をお願いする。

その際、L G B Tのような性的指向・性自認を持つ方も含む、障害福祉サービス等を必要とする方に対する必要なサービスの提供がなされるように、また、虐待を受けている障害者について、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護を図るため、障害者虐待防止法等の規定に基づき社会福祉施設への入所措置等を行う際に、当該障害者の多様な特性（例えばL G B Tのような性的指向・性自認を持つ方）に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が講じられるよう、各都道府県においては、改めて管内の事業者や市町村に対して周知徹底を図られたい。

※ 参考

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）
(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)
第三条 指定障害福祉サービス事業者（第三章から第五章まで及び第八章から第十四章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

健 発 0219 第 3 号
 障 発 0219 第 1 号
 令和 2 年 2 月 19 日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 殿

厚 生 労 働 省
 健 康 局 長
 社会・援護局障害保健福祉部長
 (公印省略)

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布について

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 31 号。以下「改正政令」という。）が、本日公布されたところである。

改正政令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遗漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知方をお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

障害児が肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療（以下「肢体不自由児通所医療等」という。）を受けたとき、当該障害児の保護者は、肢体不自由児通所医療等に要した費用の一部を負担することとなっている。

また、障害者若しくは障害児が指定自立支援医療を受けたとき又は障害者が指定療養介護医療若しくは基準該当療養介護医療を受けたとき、当該障害者又は当該障害児の保護者は、指定自立支援医療又は指定療養介護医療若しくは基準該当療養介護医療（以下「指定自立支援医療等」という。）に要した費用の一部を負担することとなっている。

障害者又は障害児の保護者について、肢体不自由児通所医療等及び指定自立支援医療等に係る負担額を軽減するため、所要の改正を行う。

第 2 改正の内容

1 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「児福令」という。）の一部改正について

肢体不自由児通所医療等に係る負担上限月額については、当該肢体不自由児通所医療等を受ける障害児の保護者が市町村民税世帯非課税者である場合、当該保

護者に係る①公的年金等の収入金額、②合計所得金額及び③厚生労働省令で定める給付を合計した金額が 80 万円以下であれば 15,000 円となり、80 万円を超える場合は 24,600 円となる。

②合計所得金額の一部を構成する雑所得については、その一部を、①公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した額（以下「公的年金等の所得」という。）により構成している。

そのため、①公的年金等の収入金額と②合計所得金額とを足し合わせる際に、公的年金等の所得については重複して計上することとなるところ、保護者の負担額を軽減する観点から、所要の措置を講じる。

具体的には、公的年金等の支給を受ける者について、②合計所得金額から公的年金等の所得を控除することにより、重複計上されないようにする。（児福令第 25 条の 13 及び第 27 条の 13 改正関係）

小児慢性特定疾病医療支援に係る負担上限月額については、公的年金等の所得を重複計上しないようにするための措置を既に講じているが、より簡潔な規定にする観点から、肢体不自由児通所医療等に係る負担上限月額における所得の計算方法と同様の規定に改正する。なお、当該改正によって所得の計算結果に違いが発生するものではなく、負担上限月額に変更が生じることはないので御留意いただきたい。（児福令第 22 条改正関係）

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）の一部改正について

指定自立支援医療に係る負担上限月額については、当該指定自立支援医療を受ける障害者又は障害児の保護者が市町村民税世帯非課税者である場合、当該障害者又は障害児の保護者に係る①公的年金等の収入金額、②合計所得金額及び③厚生労働省令で定める給付を合計した金額が 80 万円以下であれば 2,500 円となり、80 万円を超える場合は 5,000 円となる。

また、指定療養介護医療又は基準該当療養介護医療に係る負担上限月額については、当該指定療養介護医療又は基準該当療養介護医療を受ける障害者が市町村民税世帯非課税者である場合、当該障害者に係る①公的年金等の収入金額、②合計所得金額及び③厚生労働省令で定める給付を合計した金額が 80 万円以下であれば 15,000 円となり、80 万円を超える場合は 24,600 円となる。

指定自立支援医療等に係る負担上限月額の計算方法について、児福令第 25 条の 13 及び第 27 条の 13 と同様の趣旨の改正を行う。（障害者総合支援法施行令第 35 条及び第 42 条の 4 改正関係）

3 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 358 号。以下「難病法施行令」という。）の一部改正について

指定特定医療に係る負担上限月額については、公的年金等の所得を重複計上しないようするための措置を既に講じているが、より簡潔な規定にする観点から、肢体不自由児通所医療等に係る負担上限月額における所得の計算方法と同様の規定に改正する。なお、当該改正によって所得の計算結果に違いが発生するものではなく、負担上限月額に変更が生じることはないので御留意いただきたい。（難病法施行令第 1 条改正関係）

4 その他所要の改正を行う。

第3 施行期日等

1 施行期日

令和2年7月1日（以下「施行日」という。）

2 経過措置

改正政令による改正後の児福令第25条の13第1項第3号及び第27条の13第1項第3号並びに障害者総合支援法施行令第35条第4号及び第42条の4第1項第3号の規定は、施行日以後に行われる肢体不自由児通所医療等及び指定自立支援医療等について適用し、施行日前に行われた肢体不自由児通所医療等及び指定自立支援医療等については、なお従前の例によることとする。

事務連絡
令和 2 年 2 月 19 日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
精神・障害保健課

肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療並びに指定自立支援医療、指定療養介護医療及び基準療養介護医療に係る支給決定事務等について

本日付けて公布した「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令」（令和 2 年政令第 31 号。以下「改正政令」という。）の内容については、「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布について」（令和 2 年 2 月 18 日付厚生労働省健康局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）でお示しし、令和 2 年 7 月 1 日から施行することとしています。

今般、改正政令により、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 2 項に規定する公的年金等の支給を受ける者が肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療（以下「肢体不自由児通所医療等」という。）並びに指定自立支援医療、指定療養介護医療及び基準療養介護医療を受けたときの負担上限月額の算定においては、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 13 号に規定する合計所得金額から所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる金額（公的年金等の所得）を控除して計算することとなります。

については、改正政令による負担上限月額の算定方法の変更に伴う留意事項等は下記のとおりですので、運用に当たり遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）、関係者等に対し適切な周知を図っていただきますよう、お願いします。

記

第 1 対象制度

負担上限月額の算定方法を変更する制度は以下のとおり。

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 29 第 2 項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（関連法令） 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「児福令」という。）第 25 条の 13

- ② 児童福祉法第 24 条の 20 第 2 項第 1 号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額
(関連法令) 児福令第 27 条の 13
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。) 第 58 条第 3 項第 1 号に規定する当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額
(関連法令) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。) 第 35 条
- ④ 障害者総合支援法第 70 条第 2 項又は第 71 条第 2 項において準用する第 58 条第 3 項第 1 号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額
(関連法令) 障害者総合支援法施行令第 42 条の 4

第 2 留意事項

1 肢体不自由児通所医療等並びに指定療養介護医療及び基準該当療養介護医療について

施行日以後に行われる肢体不自由児通所医療等並びに指定療養介護医療及び基準該当療養介護医療について、改正政令による改正後の児福令又は障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額の算定方法が適用されるよう、各市町村におかれては、支給決定の有効期間の設定に御配慮いただきたい。

具体的には、改正政令により負担額が軽減される障害者又は障害児の保護者であって施行日前に支給決定の有効期間が終了するものについて、以下に掲げるような対応をとることにより、施行日から、改正政令による改正後の児福令又は障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額に変更することをお願いする。

- ・ 令和 2 年 6 月 30 日までを有効期間として支給決定し、当該障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき改めて施行日を有効期間の開始日とする支給決定を行う、又は
- ・ 肢体不自由児通所医療については児童福祉法第 21 条の 5 の 8 第 2 項、指定療養介護医療及び基準該当療養介護医療については障害者総合支援法 24 条第 2 項に基づき、職権により通所給付決定又は支給決定の変更を行う、若しくは障害児入所医療については児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号) 第 25 条の 7 第 5 項及び第 6 項に基づき、障害児入所医療負担上限月額を変更する。

また、改正政令により負担額が軽減される障害者又は障害児の保護者であって施行日以後に支給決定の有効期間が終了するものについては、以下に掲げるような対応をとることにより、施行日から、改正政令による改正後の児福令又は障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額に変更することをお願いする。

- ・ 肢体不自由児通所医療並びに指定療養介護医療及び基準該当療養介護医療については、職権により通所給付決定又は支給決定の変更を行う、又は

- ・ 障害児入所医療については児童福祉法施行規則第 25 条の 7 第 5 項及び第 6 項に基づき、障害児入所医療負担上限月額を変更する。

2 指定自立支援医療について

施行日以後に行われる指定自立支援医療について、改正政令による改正後の障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額の算定方法が適用されるよう、各都道府県及び市町村におかれては、支給認定の有効期間の設定に御配慮いただきたい。

具体的には、改正政令により負担額が軽減される障害者又は障害児の保護者であって施行日前に支給認定の有効期間が終了するもの又は施行日前に新規で申請があったものについて、以下に掲げるような対応をとることにより、施行日から、改正政令による改正後の障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額に変更することをお願いする。

- ・ 令和 2 年 6 月 30 日 までを有効期間として一旦支給認定し、当該障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき改めて施行日を有効期間の開始日とする支給認定を行う、又は
- ・ 障害者総合支援法第 56 条第 2 項に基づき、職権により支給認定の変更を行う。

また、改正政令により負担額が軽減される障害者又は障害児の保護者であって施行日以後に支給認定の有効期間が終了するものについては、当該障害者又は障害児の保護者からの支給認定の変更の申請又は職権により、施行日から、改正政令による改正後の障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額に変更することをお願いする。